日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日　　日本郵政共済組合代表者　増田　寛也

第16条中「第10号の３」を「第10号の５」に改める。

第31条第１項の表中「$\frac{8.79}{1,000}$」を「$\frac{8.95}{1,000}$」に、「$\frac{17.58}{1,000}$」を「$\frac{17.90}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{8.79}{1,000}$」を「$\frac{8.95}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年五月十六日をもって株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉二二八番地

的場木材株式会社

代表清算人　的場　陽平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

札幌市中央区北三条西二丁目一番地

株式会社上山駐車場

代表清算人　谷本　幸一

解散公告

当社は、令和六年七月十九日社員が欠けたため解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

札幌市豊平区平岸三条四丁目七―三

合同会社どん

清算人　加藤　丈晴

解散公告

当社は、令和七年六月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

岩手県盛岡市盛岡駅前通九番二号

株式会社常口アトム盛岡

代表清算人　西村　和浩

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

岩手県二戸市堀野字馬場七〇番地一

株式会社ＫＩＹＯＨＩＤＥ

代表清算人　加藤　清秀

解散公告

当法人は、令和七年五月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

岩手県陸前高田市竹駒町字相川七四―一

一般社団法人生命環境産業振興協議会

代表清算人　河野　通洋

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

宮城県柴田郡村田町大字村田字西田四三番地一

株式会社ナカガワ

代表清算人　中川　信義

解散公告

当社は、令和三年十二月十五日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

宮城県仙台市若林区木ノ下四丁目六番一二号

株式会社鈴木繁夫商店

代表清算人　鈴木　仁

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

宮城県気仙沼市本浜町一丁目三九番二

一般社団法人Ｆｉｓｈ　Ｍａｒｋｅｔ３８

代表清算人　福田佳代子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

宮城県富谷市日吉台一丁目三二番地七

アルファ・サービス株式会社

代表清算人　齋藤　清

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

福島県郡山市駅前二丁目三番七号エリート三〇ビル三階三〇二号室

一般社団法人エフ・オー・ダブリュー整理法人

代表清算人　佐久間貴之

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

福島県郡山市中田町下枝字長久保三五一番地

有限会社山善橋本建設

清算人　橋本　善栄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

福島県田村郡小野町大字飯豊字滝平一七二番地

株式会社萱森建築工業

代表清算人　萱森　豊